

○白山市共生のまちづくり推進協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3の規定に基づき、障害の有無にかかわらず全ての市民が共に生きる地域社会を創ることを目的として、白山市共生のまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(通称)

第2条 協議会の通称は、「ノーマネットはくさん」とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するために、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域の課題への対応に関すること。
- (2) 相談支援体制の整備に関すること。
- (3) 地域の関係機関の連携に関すること。
- (4) 障害のある人（子どもを除く。）の暮らしに関すること。
- (5) 障害のある子どもの暮らしに関すること。
- (6) 権利擁護に関すること。
- (7) 地域の社会資源の活用及び改善に関すること。
- (8) 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の進行、評価等に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、共生のまちづくりに必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、市長が認める次に掲げる団体から選出された者で構成する。

- (1) 障害のある人からなる団体
- (2) 障害のある人の家族が設置した団体
- (3) 市指定相談支援事業者
- (4) 障害福祉サービス事業者
- (5) 保健、医療、教育及び就労支援関係団体
- (6) 関係行政機関
- (7) 関係民間団体
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 協議会は、全体会、運営会議、特定課題検討会議、専門部会及び連絡会で構成する。ただし、協議会で必要と認める場合においては、これらの他に会議を設けることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、協議会構成員の互選により選出する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長の任期は、2年とする。ただし、会長又は副会長が欠けた場合における新たな会長又は副会長の任期は、前任者の残任期間とする。

6 会長及び副会長は、再任されることができる。

(全体会)

第6条 全体会は、必要に応じて会長が招集する。

2 全体会は、運営会議等で審議された地域の課題や施策の提案等について協議を行う。

(運営会議)

第7条 運営会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 運営会議は、様々な分野における地域の課題、専門部会その他会議から出された課題及び協議会の運営に関して協議を行う。

(特定課題検討会議)

第8条 特定課題検討会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 特定課題検討会議は、運営会議で審議された地域の課題等について情報を共有し、それらの解決のための協議を行う。

(専門部会)

第9条 専門部会は、協議会が定める分野ごとに部会で構成する。

2 各専門部会に部会長及び副部会長を置く。

3 専門部会は、部会ごとに部会長が招集する。

4 専門部会は、各分野における支援の必要性の把握、具体的な課題への対応、運営会議に提案する地域の課題等について協議を行う。

5 専門部会の部会長及び副部会長の任期は、2年とする。ただし、部会長又は副部会長が欠けた場合における新たな部会長又は副部会長の任期は、前任者の残任期間とする。

6 部会長及び副部会長は、再任されることができる。

7 第2項から前項までの規定は、第4条第2項ただし書の会議について準用する。

(守秘義務)

第10条 協議会の構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第11条 協議会の事務局は、健康福祉部障害福祉課に置く。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。